



稲城市告示第104号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第1項の規定により、住居表示実施のため行う字の区域の変更及び町の区域の新設に係る案を下記のとおり公示する。

なお、住居表示に関する法律第5条の2第2項の定めるところにより、公示された案に係る町の区域内に住所を有する者で本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、この案に異議があるときは、市長に対し、公示の日から30日を経過する日までに、50人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができる。

令和7年10月1日

稲城市長 高橋 勝



記

- 1 坂浜の字の区域を別図1の住居表示実施区域を除いた区域に変更する。
- 2 1において除いた区域をもって別図2の町区域案及び町名案のとおり坂浜一丁目及び坂浜二丁目を新設する。